

ベトナム社会主義共和国  
ベンチェ省人民委員会  
及び  
日本国愛媛県  
間  
経済協力に関する覚書

本日、2022年8月1日、ベンチェ省人民委員会にて、

甲：ベトナム社会主義共和国ベンチェ省人民委員会

代表者：Mr. Tran Ngoc Tam

役職：省人民委員会委員長

住所：No. 07, Cach Mang Thang Tam, An Hoi Ward, Ben Tre City, Ben Tre

乙：日本国愛媛県

代表者：中村 時広

役職：愛媛県知事

住所：愛媛県松山市一番町4-4-1

(以下「両者」という。)

両者は相談、協議を行った上で、次のとおり経済協力に関する覚書を締結する。

## 第1条 協力目標

### 1. 全体目標

法の遵守を前提とした持続可能な経済協力関係の構築・強化を通じたお互いの経済発展

### 2. 詳細目標

ベトナム社会主義共和国ベンチェ省人民委員会及び日本国愛媛県は、持続的な経済協力関係の構築・強化を通じて、お互いの経済発展促進を図ることを目的とし、また両国の法律に従う前提を持ち、以下の内容についての協力を合意する。

## 第2条 協力原則

- 両者は平等と相互利益の精神で協力する。
- 両者の協力内容は法の規定に従う。
- 両者はそれぞれの機能、任務及び権限の範囲内において協力する。

### 第3条 協力内容

- 両者は、相互の経済発展及び地域間交流を支援するために、貿易・産業・投資・技術・人材育成の発展に協力する。
- 両者は、相互の緊密化と、地域や企業の発展のために、情報交換を促進し、事業機会を創出することに努める。
- 両者は、ビジネス交流会・商談会・技術発表会・会議・セミナー・シンポジウム等の開催に対して協力する。
- 両者は、農林水産物の加工産業や気候変動対策等の SDGs 関連事業などのお互いの関心の高い分野における取組を優先して推進する。

### 第4条 共通条項

1. この覚書は、いずれかの当事者に法的義務を生じさせるものではなく、拘束力のある約束となるものでもない。
2. 両者は、現行法の枠内で覚書の協力内容を実施するため、お互いに努力することに合意する。各者は、覚書の内容を実施するに当たり、各自の費用を負担するものとする。
3. 双方のコミュニケーションを促進する窓口として、ベンチェ省人民委員会が投資起業促進センターを指定し、愛媛県は愛媛県産業政策課を指定する。
4. この覚書は両者の署名をもって有効となり、有効期間は3年間とし、いずれが書面にて相手に対し本覚書の終了について通知することにより終了とする。本覚書は上述した通知書の受領日から 30 日目にて終了とする。本覚書が終了することにより、既に実施中の各協力活動には影響を与えない。この覚書に係るあらゆる修正、追加は、両者の書面上の合意によってのみなされる。

この覚書は、ベトナム語及び日本語にて同じ価値を持ち、各2通作成され、それぞれ1部保管することとする。

ベンチェ省  
人民委員会代表

愛媛県  
代表

Trần Ngọc Tam  
委員長

中村 時広  
知事